

令和7年10月17日

各位

令和8年度予算編成方針

現在策定している第5次長泉町総合計画後期基本計画の実現を目指し、その第1歩となる令和8年度当初予算編成のスタートにあたり、目指すまちの姿である「みんなでつくる輝きつづける“ちょうどいい”まち」の実現のため、各種事業の実施に向け、適正な予算編成を期待しています。一方で、人件費、社会保障経費、物価高騰による物件費の増大に加え、旧不二精機製造所跡地取得事業債の償還に加え、来年度からの文化センターの大規模改修や長泉中学校の建替え等の学校施設整備、その後に続く公共施設の長寿命化などにより、これまでに経験したことのない厳しい財政状況が続いていくことが予想されています。

このようなかつて経験したことのない厳しい状態が続く時代の予算編成は、財政の担当部署だけで執り行うような小手先の見直しや改善では対応できません。すべての部署が現在、そして今後の状況を共通認識にし、職員が一丸となって立ち向かわなければ、この危機を乗り越えていくことはできません。

すでに、歳出削減・歳入増加項目について皆さんにご協力をいただき、様々なアイデアを出していただいたところですが、前例踏襲を捨て、すべての事務・事業を一から見直してください。

町民の皆さまからは様々な声上がるでしょう。しかし、今やらなければならないのは「選択」です。失敗を恐れて、批判家になっている者の言動に左右されないことが大切です。逆風の中でしか帆は高く上がりません。いつかまた夢のある展開となることを信じてみましょう。

『 暗いと不平を言うよりも、自ら進んで明かりを灯しなさい。

誰かがやるだろうと言うことは、誰もやらないということを知りなさい 』

～マザー・テレサの言葉～

十分な説明をしていきながら、地域の人々とも一体感をもった町政を進めましょう。

長泉町長



第1 長泉町の財政運営

令和6年度一般会計の決算状況は、歳入の根幹をなす町税が、法人町民税などの増収により、前年度に比べ4千468万8千円増の96億7千284万4千円となり復調傾向が見られている。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より3.9ポイント上回る87.4%であり、令和元年度と比較すると12.8ポイント上昇しており、財政の硬直化が急速に進んでいる状況である。令和元年度以降では、一般財源ベースで会計年度任用職員制度の導入等に伴う人件費約10億円、社会保障経費の増大に伴う扶助費約6億円のほか、普通交付税の不交付団体であることによる新型コロナウイルス感染症対応策に対する国交付金の減額分の補填のため約10億円の支出などが財政に多大な影響を与えており、財政調整基金の残高は令和元年度末の約45億円から令和6年度末の約20億円と大幅に減らすことになった。地方債残高は、前年度に比べ41億5千544万1千円増の67億6千180万5千円と大幅な増となり、積立金現在高45億9千376万9千円を上回る状況に転じている。しかしながら、地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数は1.16で、厳しい財政状況にあっても、普通交付税が交付されることは見込めない状況にある。

9月の月例経済報告では、日本経済の先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。こうした中で、当町では、旧不二精機製造所跡地取得事業債の償還に加え、文化センターの大規模改修、長泉中学校の建替え等の学校施設整備など大型事業も数多く控えていることから、過去に例がない厳しい財政状況が続くことが予想され、これまで以上に危機感を持った行財政運営に取り組んで行く必要がある。そこで、町の行財政運営に関する分析、評価に基づき他市町と比較して手厚い行政サービスや時代に即さない事業の廃止や見直しなどの行財政変革を進め、戦略的・経営的な行財政運営を展開していく必要がある。

第2 予算編成の基本方針

1 基本事項

第5次長泉町総合計画後期基本計画の開始となる令和8年度においても、引き続き目指すまちの姿である「みんなでつくる 輝きつづける“ちょうどいい”まち～優しく育む豊かで安心な ながいずみ～」を実現するために、本町を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、価値観やライフスタイルの多様化などに的確に対応したまちづくりを進めていく必要があることから、4つの基本目標、8つの政策について、効率的かつ積極的に取り組むため、下記事項に留意して予算を編成すること。

(1) 第5次長泉町総合計画に基づき町が推進する施策

総合計画に主な取り組みとして掲げる各種施策は、進捗状況を十分に検証し、未実施のものは具体的な実施時期や手法等、確実な実施に向けて検討を行い、既に実施しているものについても、安易に継続するのではなく、効果的な継続、拡充等に加え、必ずスクラップまで視野に入れた検討を行うこと。

(2) 質の高い行政サービスの提供

常にサービスを受ける町民目線に立った、より質の高い行政サービスを安定して提供し続けていくことが重要であることを念頭に置いて新年度予算編成を行うこと。

(3) 効率的な予算編成

新年度予算編成にあたっては、国や県の動向を確実に把握するとともに、予算要求する事業の必要性や効果等を検証し、庁内の横断的な合意形成を図り、事業の優先度をしっかりと見極めた上で行うこと。

(4) 国や県の制度把握

国の各省庁の予算要求内容や、県の予算編成状況等については、確実にその動向を把握し、的確に情報を庁内で共有し判断した上で、町の予算要求に的確に反映させること。

(5) 議会の意見等に対する的確な対応

議会の意見や監査委員の指摘事項は、その趣旨を踏まえ、速やかな改善を図ること。

(6) 費用対効果の考慮

他の部課と関連する事務事業については、相互に十分な協議を行い、目的の重複する事業は整理統合を図るなど、経費縮減と一層の事業効果の向上に努めること。

(7) 不用額の減少

毎年度計上しているものであっても、単に前年度と同額とせず、必ず過去の実績や予算執行状況調査等で算出した数値、社会環境の変化等を的確に把握し、可能な限り多額の不用額を生じさせることのないよう適正な額を見積もること。

(8) 歳出削減・歳入増加の取り組みの実施

先に実施した「歳出削減項目調査・歳入増加項目調査」に基づき、原則令和8年度予算編成から実施すること。

2 歳入

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直しや収納率の向上、新規財源の確保、特定財源の確保等に積極的に努めること。

なお、国・県等の特定財源について、その確保が見込めない場合には、財政規律保持の観点から速やかに企画財政課と協議すること。

(1) 町税

町税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りにあたっては、今後の経済情勢や住民所得の推移、税制改正等の動向を慎重に見極めるとともに、収納率向上について、可能な限り高い目標を設定し、適正な額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

応益負担の原則により対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向、類似施設の料金等を十分把握しておくこと。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正な額を見積もること。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、補助対象や補助率、補助単価等を正確に把握するとともに、新たな補助制度の有無についても、積極的に内容の確認や把握に努め、適正な額を見積もること。

(5) 財産収入

資産経営の視点に基づき、町が保有する遊休資産（土地・建物・物品）の活用方法を十分検討し、売却や貸付による収入を適正に見積もること。

(6) その他

事業の財源については、先進自治体の取組みや事例等の情報収集を行い、財源の獲得手段について広く検討し、柔軟な発想をもって新たな財源の確保に努めること。

※諸収入については、前年度予算に計上したものだけでなく、過去の実績、類似団体との比較、事業の見直し状況等、多角的に検討し適切な額を見積もるとともに、今後も継続して収入の可能性のあるものについては、安易に雑入で処理することなく適切な予算計上をすること。

3 歳出

歳出の見積りにあたっては、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫や一層の効率化に努めるとともに、經常経費については、前年度と同額以下を基本とする必要最小限とし、徹底した削減を図ること。

また、各種事業についての必要性や優先度、費用対効果を十分検証して適正な歳出に努めること。

(1) 既存事業の検証

国、県、町、民間等、本来の事案に対する役割分担に立ち返り、町の責任分野を的確に見極め、成果が上がっていない事業や、参加者等が少なく住民が満足感を得られていない事業については、施策事前評価シートの分析結果等を踏まえ、事業本来の目的を再認識した上で、安易に”今までどおり”とせず、事業の見直しや縮小、廃止、統廃合に

必ず取り組むこと。

(2) 民間活力の導入

新規事業については、住民ニーズを的確に把握し、緊急性、必要性、効果に加え、民間活力の導入も含めて検討すること。

(3) ICT技術の活用によるデジタル化の推進

単に前例を踏襲することなく、執行の手法や体制を含め徹底した見直しと創意工夫に加え、既存の手法に固執することなく、新たなICT技術の活用によるデジタル化を推進し、費用削減や業務改善等を検討すること。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫や県支出金等、特定財源の廃止・減少があった補助事業については、安易に町単独事業とせず、必ず施策検討委員会に諮ること。

(5) 物件費

旅費、需用費、委託料などのうち、経常経費については、内容や手法を再度検討し、前年度と同額以下を基本とする必要最小限の要求とし、更なる徹底した削減に取り組むこと。物価高騰に伴う単価の上昇が見込まれるため、特にコスト意識を持ち、ペーパーレスの徹底などにより抑制に努めること。

また、備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性や時期を熟考のうえ、事業の遂行に真に必要なもののみ要求すること。

(6) 投資的経費

事業の緊急性や投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、実施時期や事業規模、段階的整備等について十分検討すること。

(7) 維持補修費

施設利用者の安全確保等に十分配慮し、適切な管理に支障が生じることがないように、計画的な執行に努めること。

(8) 負担金、補助及び交付金

既存のものについては、改めて公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを検証し、既に目的を達成したものと効果が少ないものについては、積極的に整理を行うとともに、時限等を設けるなど抜本的な見直しを行うこと。また、特に団体等への補助については、改めて団体の収支状況、活動内容を精査しておくこと。

(9) 扶助費

扶助費は、対象人員や扶助基準、制度改正や単価改正の動向を的確に把握し、給付対象者の決定に至るプロセスについても再検証し、過度な給付となっていないか見直しを図ること。また、法定分と町単独分の明確化を図り、単独分については、他団体と比較し給付水準が高い事業は、その必要性・妥当性を再検討すること。義務的経費であるこ

とを理由に放漫な支出とならないよう縮小や廃止等の見直しを行うこと。

4 特別会計、公営企業会計

予算の見積もりは、一般会計に準じて行うものとする。については、経営的視点に立ち、支出の抑制と収入の確保に努め、法定外の繰出金については繰り出しの必要性を毎年度再検証するものとし、安易に一般会計に依存することのないよう、財政の健全化に努めること。また、使用料や保険料等については、一般会計に依存することなく、各会計で保有している基金の残高が過度に増加しないよう、中長期的視点に立って適時適切な改定を実施すること。